

事業者のみなさまへ

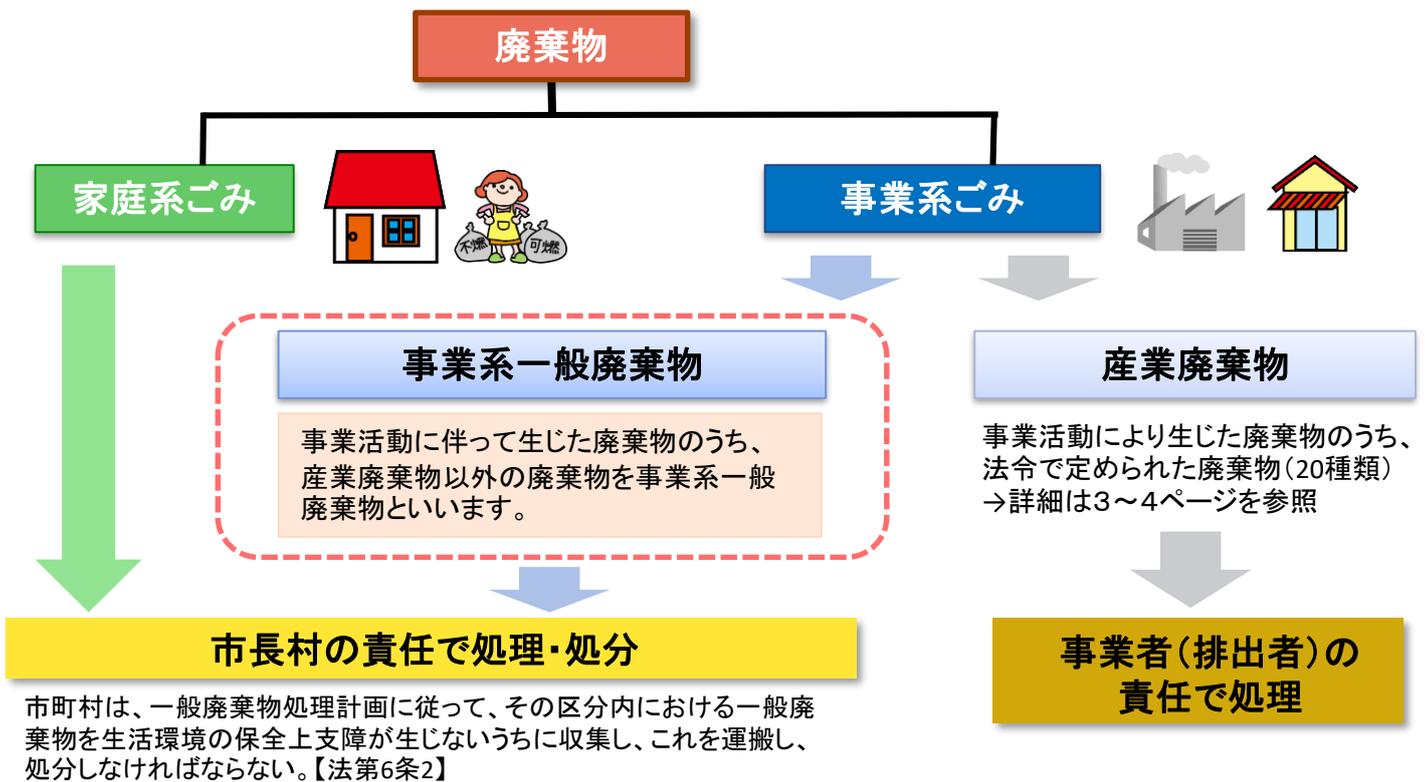


保存版



廃棄物の区分と事業者の責務

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。【廃棄物処理法第3条】



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条で、事業者には次の責務があると規定されています。

事業者の責務

事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること

ごみの発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより、廃棄物の減量を図ること

ごみの減量、適正処理等について、国や市の施策に協力すること

ごみの多量排出事業者等の責務

ごみの多量排出事業者とは、事業用建築物の床面積やごみ排出量により下記のとおり規定された基準に該当する事業者のことで、事業系一般廃棄物の減量や適正処理について様々な義務等が生じます。

(1) 事業用建築物の床面積の基準

① 下記の用途に供される部分の面積が3,000m²以上の建築物

興行場、集会場、図書館、博物館、遊技場、店舗事務所、ホテル・旅館、
学校教育法第1条に規定する学校以外の学校

② 専ら学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000m²以上の建築物

(2) ごみ排出量による基準

市の処理施設への搬入量が、年間36t以上または月平均3t以上の事業所

具体的責務

- ① 廃棄物管理責任者を選任し、市長へ届け出る。
- ② 事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書を毎年1回作成し、市長に提出する。
- ③ ②の計画書に従って事業系一般廃棄物を減量する。
- ④ 再生利用可能なものを分別し、保管するための場所の設置に努める。

ごみの減量とリサイクル(4Rの推進)

事業所から排出されるごみの中には減量できるものや、リサイクルできるものがあります。ごみを減らし、4Rを進めることは、ごみ処理コストの削減だけではなく、企業のイメージアップや、循環型社会の構築にも繋がります。

皆さまのご協力をお願いします。

4Rとは？



リフューズ
Refuse
発生回避

リフューズとはごみになりそうなものを「断る」ことで、ごみの発生量自体を抑えることです。必要量以上の資材等の購入は控え、ごみの減量に取り組みましょう。



リデュース
Reduce
発生抑制

リデュースとは資源の利用を極力少なくするとともに、物を大切にし、ごみを減らすことです。資材等の省資源化や設備の長寿命化を図り、ごみの減量に取り組みましょう。

リユース
Reuse
再使用

リユースとは、再使用可能なものを繰り返し使うことです。使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用しましょう。

4R

リサイクル
Recycle
再資源化

リサイクルとは、ごみを資源として再び利用することです。資源となるものを分別回収し、もう一度資源として再利用しましょう。



4Rを推進することはこのようなメリットがあります

1. コストの削減

ごみ処理費用も事業の経費です。資源の浪費と無駄遣いを減らすことによってコスト削減が図られます。

2. 従業員の意識改革

4Rを目指すことは、従業員個人仕事の取り組み等の見直しのきっかけになり、一人ひとりの意識改革に繋がります。

3. 企業のイメージアップ

環境問題に関心が高まる今、会社全体で4Rの推進に積極的に取り組むことは企業のイメージアップに繋がります。

4. 地球環境保全

ごみ減量化の取り組みは、環境負荷の低減や、省エネルギー、汚染物質の削減など地球の環境保全に繋がります。

事業系ごみの適正区分

事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種により「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」に分類ごみを適正に分別し、事業所全体で4Rの推進に取り組んで行きましょう。

ごみの種類

動植物性残さ

食べ残し

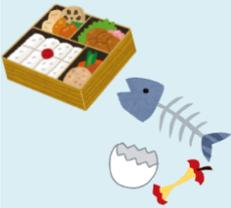
社員食堂から出る生ごみや弁当の食べ残しなど

売れ残り

販売した商品の売れ残りや、消費期限切れの食品など

調理残飯

調理くず、材料の余りなど



紙ごみ

紙くず

事業所から出た紙くず、ちり紙など

ラミネート紙

表面が皮膜処理されたもの、紙コップ、カタログなど

紙おむつ

病院・介護施設等から出る紙おむつ



繊維くず

天然繊維

絨毯、毛布など

くず繊維

衣料生産現場から排出される裁ち落とし・端切れなど

衣類

不要になった作業服、作業時に使用した布きれなど



木くず

木製品

店で使用した木工製品、机、椅子、タンスなど

廃木材

使用しなくなった廃材など

剪定枝

庭木の剪定、清掃時に発生した枝や落ち葉など



動物のふん尿 死体

事業系一般廃棄物

産業廃棄物 (20品目)

食料品製造業
衣料品製造業
香料製造業 等
から排出されるもの



建設業
パルプ製造業
製紙業
印刷物加工業 等
から排出されるもの

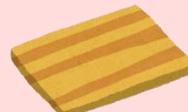


建設業
繊維工業 等から
排出されるもの
(衣服・その他の
繊維製品製造業
を除く)

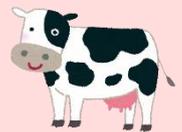


建設業
木材又は
木製品製造業 等
から排出されるもの

※
パレットは業種に
関係なく全て
産業廃棄物です。



畜産農業から
排出されるもの



されます。廃棄物の分類毎にそれぞれ適正に処理することが必要です。

動物系 不要 固形物

その他 の 可燃物

段ボール

商品の梱包時に
使用した段ボール
など

新聞紙

読み終わった
新聞紙など

雑誌

読み終わった
雑誌など



可燃ごみ: 一般廃棄物収集運搬許可業者と個別
契約をし、事業所用可燃ごみ指定袋(ピンク色)
で出して下さい。

※収集日や排出場所は業者と直接協議をお願
いします。

不燃ごみ: 市の一般廃棄物収集運搬許可業者と
個別契約して出して下さい。

※収集日や排出方法等は業者と直接協議をお
願いします。

市の処理施設に自己搬入又は
一般廃棄物収集運搬許可業者、
リサイクル業者に委託

※事業系ごみ(一般廃棄物)の収集に関するお問い合わせ

一般廃棄物収集運搬許可業者
(株)古賀環美サービスセンター
☎ 942-4038



※産業廃棄物の処理についてのお問い合わせ

(社)福岡県 産業資源循環協会 ☎ (092)651-0171

と畜場等から
排出されるもの



あらゆる事業活動に伴って排出される次の品目も
「産業廃棄物」です。

廃プラスチック

合成樹脂くず、合成繊維くず、ビニール袋、
緩衝材、発泡スチロール、容器包装など

金属くず

スチール製品、空き缶、一斗缶、金網、コンロ、
カーテンレールなど

ガラス・陶磁器

ガラス類(空きびん、板ガラス等)、蛍光灯、
電球、陶磁器くずなど

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋳さい、
ばいじん、がれき類
その他(産業廃棄物を処分するために処理したもので、
これらの産業廃棄物に該当しないもの)

産業廃棄物の処理業者へ委託

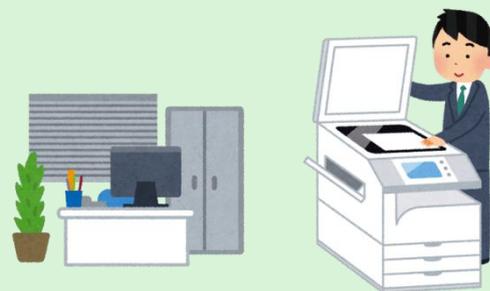
4R推進のポイント

古賀市では、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」の形成を推進していくため、様々な施策を行い、ごみの減量化に取り組んでいます。
環境保全のためにも、積極的にごみの減量とリサイクルを進めましょう。

4Rの取り組みの一例

① オフィス・事務所

- 排出ごみには、紙ごみが多く含まれることから、紙ごみの減量とリサイクルを推進しましょう。
 - ・電子メールの活用によるペーパーレス化
 - ・両面印刷
- 紙ごみを種類ごとに分別しましょう。
- 詰め替え商品を積極的に利用しましょう。
- ごみの発生状況を社内で共有しましょう。
- 缶、びん、ペットボトルは、分別箱を用意し、リサイクル業者に引き取ってもらいましょう。



② 小売業

- 過剰な包装を控え、簡易包装を行いましょう。
- 繰り返し使用が可能な容器に入れた商品を販売しましょう。
- 販売管理に注意し、売れ残りが出ないように注意しましょう。
- 繰り返し使用できる梱包材を採用しましょう。
- ごみ減量・リサイクルに適した商品のPRを行いましょう。
- エコバッグの利用を勧めましょう。



③ 製造業

- 使用する材料をできるだけ少なくし、資源の節減に努めましょう。
- 資源の再生に積極的に取り組みましょう。
- 再利用可能な商品の生産に努めましょう。
- リサイクル商品などは識別表示を行うなど、情報提供に取り組みましょう。
- 消費者にリサイクル品が受け入れられるようPRしましょう。



食品廃棄物の減量とリサイクルのポイント

古賀清掃工場に持ち込まれる事業系一般廃棄物の中には、産業廃棄物と思われる食品廃棄物が混入していることがあります。適切な分別を行うことが、ごみ減量に繋がります。

環境への負荷を減らし、限りある資源を有効に活用していくためにも、食品廃棄物の減量とリサイクルにご協力をお願いします。



食品廃棄物の4R取り組みの工夫

計画的な生産と低減

- 調理食材が無駄にならないよう管理を徹底して、作りすぎないように計画的な生産をしましょう。
- 食品廃棄物の発生量を把握しましょう。
- 賞味期限切れの商品が出ないように販売管理を徹底しましょう。
- 小売りやバラ売りなどの分量の少ない販売方法について検討しましょう。
- 生ごみの水切りを行い、食品廃棄物を減量しましょう。



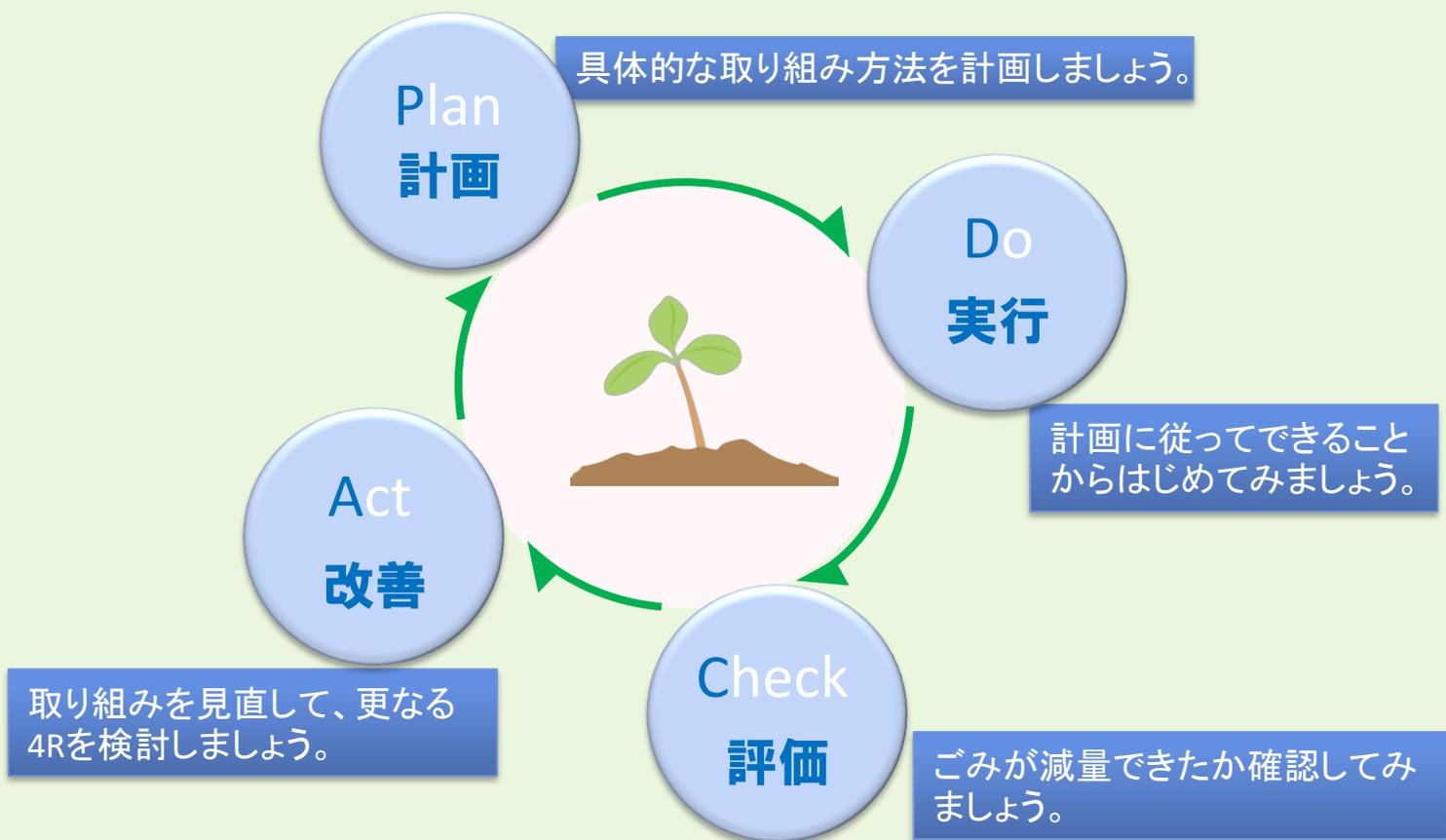
リサイクルへの取り組み事例

- 無駄な商品、無駄な廃棄を出さないための生産加工管理システムの導入。
- やむなく廃棄されてしまう食品をフードバンクに提供。
- 販売許容期限を過ぎた余剰食品や弁当類を飼料や肥料にリサイクル。
- パンや弁当、惣菜等を業者に委託し収集、これを堆肥化して、契約農家に供給。



Let's! PDCAで4R

P→D→C→Aを基に4Rを少しずつ推進して行きましょう！



お問い合わせ先



事業系ごみの自己搬入(※産業廃棄物は搬入できません)

エコロの森 古賀清掃工場 ☎ 942-1530

受付日時

月曜日～土曜日
(祝日、年末年始等の休業日を除く)

13:00～16:30

〒811-3121
古賀市筵内
1970番地1



事業系ごみに関するご相談・お問い合わせ

古賀市役所環境課 ☎ 942-1127

ホームページ <http://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kankyo>

令和6年4月作成